

## ◇ 川越町へ転入された方へ ◇

☆ 川越町に新しくお住まいになられた方で、下記に該当される方は手続きが必要です。

また、手続きによっては、別途必要な書類等が必要な場合がありますので、担当窓口でご確認ください。

チェック欄	手 続 き		担当窓口
	マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方	窓口に転入する世帯全員分のカードを添えて、継続利用手続きをしてください。 (※裏面参照)。	町民保険課 (役場庁舎 2 階) TEL 366-7115
	国民健康保険に加入している方	加入手続きをしてください。 (すでに加入済の世帯に転入される方は、加入者の保険証が必要です。)	
	後期高齢者医療の対象の方	前住所地で発行された『負担区分等証明書』をご持参のうえ、加入手続きをしてください。	
介護保険について	65歳以上の方	加入手続きをしてください。	
	介護認定中の方	『受給資格証明書』をご持参のうえ、手続きをしてください。	
	印鑑の登録をされる方	登録する「印鑑」と『官公署発行の顔写真付身分証』をご持参のうえ、登録者本人が手続きをしてください。 (上記の身分証をお持ちでない方や、代理人による申請の場合は、登録までに数日～1週間かかります。)	
	国民年金に加入している方	転入による手続きの必要はありません。	
	水道について	水道の開栓等の手続きをしてください。 (3階建て以上の集合住宅にお住まいの方は必要ありません) 東海メンテナンス(株) (TEL059-364-4310, FAX059-364-8154) まで開栓依頼してください。	上下水道課 (役場庁舎 2 階) TEL 366-7118
	各種福祉医療制度を受給の方	該当される方は、諸手続きが必要です。	福祉課 (役場庁舎 2 階) TEL 366-7116
	児童手当、児童扶養手当を受給している方	前住所地で受給されていた方、または新たに支給要件を満たす方は手続きをしてください。	学校教育課 (役場庁舎 3 階) TEL 366-7121
	幼稚園・小中学校に通う年齢のお子様が見える方	学校教育課で手続きしてください。	学校教育課 (役場庁舎 3 階) TEL 366-7121
	原付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車・ミニカーをお持ちの方	税務課で登録手続きをしてください。 ナンバー又は廃車(譲渡)証明書をご持参ください。 川越町のナンバーを発行します。	税務課 (役場庁舎 2 階) TEL 366-7114

\*裏面もご覧ください

チェック欄	手 続 き	担当窓口
ごみについて	ごみの収集日程表等をお渡します。	環境交通課 (役場庁舎 3 階) TEL 366-7163
母子手帳・乳幼児の予防接種・がん検診等対象者	健康推進課にお問い合わせください。	健康推進課 (いきいきセンター) TEL 365-1399
防災行政無線個別受信機について	希望する方には、無償で貸与しております。 手続きは、企画情報課でお受けしております。 ※世帯主の印鑑が必要です。	企画情報課 (役場庁舎 3 階) TEL366-7112
防災に関するパンフレットについて	洪水・津波ハザードマップをお渡します。	総務課 (役場庁舎 3 階) TEL366-7113

### ※ マイナンバーカードの継続利用手続き

転入時にカードを持参していない場合は、転入の届出日から90日以内にカードの継続利用手続きを行ってください。  
期間内に継続利用の手続きを行わないとカードは廃止となり、返納していただくこととなります。

※カードが有効であって、転入日から14日以内、かつ転出予定日より30日以内の場合に継続利用することができます。  
※手続きは、転入者本人又は同一世帯の方が行うことができます。(4桁等の登録済みの暗証番号の入力が必要です。)

### 休日・時間外の証明書交付について ~マイナンバーカードが必要です~

当町では、休日・時間外に住民票の写し等の証明書を交付する窓口等はありません。  
各種証明書を休日等に取得したい場合は、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスをご利用ください。

※マイナンバーカードは申請から交付までに1ヶ月半程度の期間を要します。  
※サービスの利用には、利用者用電子証明書を搭載したマイナンバーカードが必要です。  
※取得できる証明書は、住民票の写し、印鑑登録証明書、各種税証明書、戸籍証明書等となります。

#### 川越町役場

〒510-8588 三重県三重郡川越町大字豊田一色280番地  
開庁時間: 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日、年末年始を除く)  
(注)開庁時間以外は、上記の手続きをお受けできません。

